

お客様への重要なお知らせ！

緊急事態宣言発令に伴う定期券の特例払戻し終了について

緊急事態宣言発令に伴い実施しております特例払戻しについて、2021年10月31日（日）をもって取扱いを終了いたします。

■対象定期券

通勤定期券（乗継定期券含む）、学生定期券（乗継定期券含む）、シニア65定期券の内、2021年8月26日以前に発行した定期券で、2021年8月27日時点で通用期間が残っているもの。

※払戻しの取扱いが出来なくなりますので、定期券を更新される前に払戻しを申し出てください。

※8月27日以降、IC定期券の定期券部分、チャージ部分共に未使用の場合に限り、8月26日に申し出をいただいたものとして払戻しを行います。8月27日以降にアストラムラインで、チャージ部分・定期券部分を問わずご使用された場合は、最終使用日に遡って払戻しいたします。（所定の手数料がかかります。）

■取扱期間

2021年10月31日（日）まで

※払戻しで定期券取扱窓口にお越しの際、アストラムラインをご利用されるお客様は、改札機を使用せず駅係員にお申し出ください。係員不在の場合は窓口付近、又は券売機付近のインターホンでご案内いたします。

■払戻額の算出

弊社の規定により計算した額を払戻しいたします。

（所定の払戻手数料がかかります）

※経過日数が多い場合は、払戻額が少額又は0円になる場合があります。